

## 令和5年度の業務概況書の作成に関する件(5月24日)

本委員会は、令和6年5月24日、日本銀行法第55条の規定に基づき、令和5年度の業務概況書を作成することを決定した（なお、日本銀行は、5月29日、[同概況書](#)を公表した）。